

# 処分対象財産表

物件番号 N o . 6 4

作成年月日：令和5年11月28日

基 本 事 項	物 件 名	岩ヶ崎高等学校職員宿舎跡地		
	前 用 途	職員宿舎		
	所 在 地	栗原市栗駒中野瓦焼場51番1		
	住 居 表 示	—		
	面 積 (登記簿面積)	400.69m <sup>2</sup> (400.69m <sup>2</sup> )	地 目 (登記簿地目)	宅 地 (宅 地 )

敷 地 状 況	現 在 の 状 況	更地		
	地 形 ・ 地 勢	不整形（三角形状），平坦		
	道 路 の 状 況	南側で幅員2.7～4.0mの舗装市道に接面		
	土 地 境 界 の 確 認	済(平成9年3月)	國土調査	済(昭和46年8月)
	占 有 物 ・ 付 屬 物 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地の周囲に侵入防止のための柵が設置されています</li> <li>・ 敷地北側及び西側にコンクリート基礎が設置されています。</li> <li>・ 敷地北側及び西側にU字蓋無し側溝が設置されております。</li> <li>・ 敷地南西側の一部がアスファルト舗装されております。</li> <li>・ 敷地西側及び北側及び北側一部について、隣接地から樹木の枝が越境しています。</li> </ul>		

法 規 制 等	都 市 計 画	都 市 計 画 区 域 内 ( 非 線 引 区 域 )		
	用 途 地 域	指 定 な し		
		建 べ い 率	7 0 %	容 積 率
	そ の 他 制 限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法第22条第1項（屋根性能）</li> <li>・ 建築基準法第23条（外壁）</li> <li>・ 埋蔵文化財包蔵地（上野瓦焼場窯跡）</li> <li>※土地利用の際に協議及び届出が必要</li> <li>・ 立地適正化計画（居住誘導区域外、都市機能誘導区域外）</li> </ul>		

(次ページに続く)

供給施設 の状況	電気	引き込み可	ガス	なし（プロパン）
	上水道	引き込み可	下水道	なし
交通機関	鉄道	JR東北新幹線「くりこま高原駅」駅北西方約12.8km		
	バス	ミヤコーバス「岩ヶ崎高校前」停留所北東方約0.3km		
公共施設等	栗原市栗駒総合支所の南西方約1.5km（徒歩約21分） 栗原市栗駒小学校の南方約1.9km（徒歩約26分） 宮城県岩ヶ崎高等学校の北東約0.35km（徒歩約4分）			
諸 事 項	その他参考 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の占有物、付属物等については、現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。</li> <li>・対象地は現状での引渡しとなります。使用にあたり除草等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。</li> <li>・本物件が所在する地域は、下水道が整備されていないため、浄化槽による下水処理となります。詳しく栗原市上下水道部施設課へお問い合わせください。</li> <li>・敷地の地盤強度、土壤汚染及び地中埋設物の有無については、調査を行っていないため不明です。調査及び改良等が必要となる場合の費用は買受者の負担となります。</li> <li>・本地の埋蔵文化財については、試掘調査を行っておりません。掘削等を行う場合は、文化財保護法第93条第1項による届出が必要となるほか、試掘調査が必要となる場合があります。なお、試掘調査が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。詳しくは、栗原市教育委員会文化財保護課へお問い合わせください。</li> <li>・本物件の南東側の一部は幅員約2.7mの市道と接していますが、非道路扱いとなっていることから、セットバックの必要なことを宮城県北部土木事務所に確認済みです。</li> <li>・対象地は、国土交通省ハザードマップポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域には該当していません。</li> </ul>		